

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
1	調達仕様書	8	3	(2)	関係事業者について	<p>(意見)</p> <p>表「協会及び関係事業者一覧」について、項番30以降は調達仕様書の後段でも触れられている今後の計画・プロジェクト(①～⑧)に関係する事業者が記載されているものと理解しました。</p> <p>項番33について、アプリケーション事業者に「現行」と記載されていますが、その直前に記載されている基盤～WANまでの各事業者(こちらは現行とも次期とも記載がない)との意味合いの違いについて明示頂けませんか。</p>	関係(事業者)者数の正確な把握・理解に基づく、難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。	記載内容を修正します。
2	調達仕様書	9	3	(4)	協会システムの全体構成	<p>(意見)</p> <p>3.(2)関係事業者の記載や、4.委託業務の記載を踏まえると、「けんぽアプリVer.0」についても協会システムに含まれており、今回の役務実施の対象となるシステムになるものと理解しております。一方で、(4)協会システムの全体構成で提示されている全体構成図においては、けんぽアプリVer.0の記載がないように見受けられます。</p> <p>本文の記載を正とすべきか、協会システムの全体構成図を正とすべきか明示頂けませんか。</p>	役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。	全体構成図を差し替えます。
3	調達仕様書	10	4	(1)	④品質向上に向け、運用ルールに関する問い合わせ対応、 統合管理プロセスの改善 、インシデント管理やクローズの促進、～(後略)	<p>統合管理プロセスを適切に維持・改善を行うことが求められていますが、改善が必要なことは随時抽出の上、台帳管理し、定期的(月次・四半期等)に協会へ報告・相談したうえで、内容(コスト、影響、メリット等)を精査しながら対応可否を検討していくという役務で認識齟齬ないでしょうか。</p>		ご認識のとおりですが、定期的な協会への報告よりも、検出した課題に対する改善案の検討が行えそうな事項に対して、随時で報告・相談いただくことを想定しております。

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
4	調達仕様書	10	4	(1)	運用設計に沿った運用・保守・開発に係る統合管理プロセスを適切に維持・改善を行うとともに、内部統制・運用ルール等のさらなる効率化や、事業者・領域をまたがる課題・検討事項の対応策の策定及び解決に向けた調整・管理を行う	<p>(質問)</p> <p>「(1)協会システムの運用・保守・開発に係る統合管理業務」に記載されている各作業については、現在既に制定・整備されている運用設計・運用保守実施要領等に基づき実施するものと理解しました。</p> <p>一方で、貴会においては今後令和12年1月に向けて次期システム(第4世代システム)の設計・開発が推進されることと記載されており、この中で、システム運用・保守・開発に係る統合管理作業(及び貴会システム部の各種管理・運營業務)についても、ICT活用の検討や貴会業務にフィットするツール・プロセスについても検討がなされるのではないかと推察しております。</p> <p>これら第4世代システムの導入に伴う、現行の運用保守実施要領の見直し検討(見直すべきかの初期検討を含む)、現在の業務プロセスの課題・問題点等の調査及び第4世代システムに向けた要求事項・要件の整理、業務フロー・業務手順の見直し、ツール選定・設計・設定・テスト等の導入関連作業、受入・運用テスト(全体を推進する立場ではなく、業務遂行部門としての対応)、業務移行関連作業、各種引継ぎ対応などについては特段の記載がないため、本調達における本業務の委託範囲外ということよろしいでしょうか。</p> <p>(現在の統合管理作業内容一覧 12~22「業務改善・計画策定」については現行の業務・システムを念頭に置いた継続的改善・制度改正等の対応に伴う変更等を想定しているものと理解しております)</p>	役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。	ご認識の通りですが、現行の運用保守実施要領の見直し検討(見直すべきかの初期検討を含む)の支援はしていただく想定です。
5	調達仕様書	11	4	(1)	○現在の統合管理作業内容一覧「業務改善・計画策定」の6つ目の「インシデント、問題削減促進対応」 長期滞留インシデントに対するクローズ推進やインシデントの発生そのものの削減対策を検討・推進する。	発生したインシデントの領域や傾向、内容を確認・分析のうえ、分析した結果を定期的(月次・四半期等)に協会へ報告・相談したうえで、削減対策をご提案しつつ、ご提案内容(コスト、影響、メリット等)を精査しながら対策を検討・推進していくという役務で認識齟齬ないでしょうか。		インシデントの分析は月次のサービス報告に含まれますが、削減の提案については領域の保守事業者に困るところが大きいため、随時で報告・相談いただくことを想定しております。

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
6	調達仕様書	12	4	(1)	○現在の統合管理作業内容一覧「個別テーマ推進」の1つ目の「大規模人事・組織変更対応」 人事異動・組織変更に関する対応 を行う。	貴会の定期及び不定期を含めた人事異動や組織変更に関する支援であると理解しておりますが、具体的に本業務の委託事業者に期待している役務について、現時点の想定をご教示いただけますでしょうか。		協会の支援事業者として役割を分担し、全体の進捗管理等を行っていただきます。(誰がいつまでに何をやるのかを整理・管理、タイムスケジュールの作成など)
7	調達仕様書	12	4	(2)	⑦その他当該業務に係る 協会の体制の補完	現時点で本業務の委託事業者へ期待している役務・役割等があれば具体的にご教示いただけると幸いです。		他で充足しておりましたので削除します。
8	調達仕様書	12	4	(2)	④その他協会からの指示による調査・検討・会議の運営・資料作成、プロジェクト化した案件のプロジェクト管理や運営	(質問) 工程管理支援業務の役務説明において、「プロジェクト化した案件(例:AI活用検討)」が例示されています。一方で、P29「9.作業体制」に記載されている工程管理業務委託イメージにおける受託者の役割には、AI活用に関する記載が明示的には見受けられません。案件がプロジェクト化し立ち上がった場合、当該案件は作業体制上にどの役務として位置づけられるのか、ご教示いただけますでしょうか。 また、デリバリー体制を想定するに当たり、現時点で想定されている「プロジェクト化の対象となり得る案件」について、AI活用検討以外に想定されている内容・件数などがあればご教示いただけますでしょうか。	役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。	・P29のイメージ図に「プロジェクト化した案件の」を追記します。 ・AI以外については現在検討中です。
9	調達仕様書	14	4	(3)	上記①～⑧については、それぞれ 工程管理事業者が付くため全体の取り纏め役 としてのプロジェクト実施計画書を作成し、協会に提出すること。	全体の取り纏め役として、調達仕様書p.13の①～⑧のプロジェクトにおけるサービスイン時期が同時期にあるプロジェクト(例:R10.1:保健事業所ポータルV1とけんぽアプリV1、R12.1:保健基幹APとけんぽアプリV2、第4世代等)について、全体の移行方針を取りまとめ、滞りなく移行が進むよう全体を推進・リードすることが役務であると理解しましたが、認識齟齬ないでしょうか。 なお、その場合、サービスイン時期に応じた協会システム全体の移行方針書・移行計画書が必要であると理解していますが、p.25の納入成果物の16「各種移行計画書案(全体)」が当該文書に値するという理解でよろしいでしょうか。		ご認識の通りです。 なお、成果物一覧の記載については見直しを行います。 No14.15.17.18削除 No16を全体移行計画書に修正

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
10	調達仕様書	14	4	(3)	※各プロジェクトの全体の取り纏め役のため、主にそれぞれの開発が始まる時期から工程管理することとなる。なお、それまでの間は進捗状況を把握しておくこと。 (対象となるプロジェクトは令和11年4月リリース予定の間接システム以降の④～⑧)	<p>(質問・意見) 左記の記載について、後段では「①～⑧」を対象としたプロジェクト実施計画書の作成が求められているように見受けられますが、「(対象となるプロジェクトは令和11年4月リリース予定の間接システム以降の④～⑧)」に含まれない①～③については受託者が対応すべき作業は特にないということでしょうか。 (テスト・移行に関するシステム運行スケジュールの調整など、現行システム側との連携が発生する作業等があるのではないかと推察しております)</p> <p>また、設計・開発が開始される前段階の、例えば要件定義工程における全体の取り纏め役や、円滑な推進を図るための連絡・調整支援、横断的な課題検討の場の運営等も発生するのではないかと推察しておりますが、これらは本業務の受託者の役務に含まれますでしょうか。</p>	役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。	ご認識の通りです。

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
11	調達仕様書	14	4	(3)	上記①～⑧については、それぞれ工程管理事業者が付くため全体の取り纏め役としてのプロジェクト実施計画書を作成し、協会に提出すること。	<p>(質問・意見) 「(3)今後のシステム刷新に係るプロジェクト管理支援業務」には、次のように記載されているものと理解しました。</p> <p>A 貴会においては今後①(けんぽアプリVer.1)～⑧(第4世代システム刷新)の8件の計画(プロジェクト)が予定されている B ①～⑧については、それぞれ別途工程管理事業者が参画する C 本業務の受託者には、「各プロジェクトの全体の取り纏め役」として「プロジェクト実施計画書」を作成するとともに、ア(プロジェクトの全体統括管理及び課題管理を含めた進捗管理)～ク(その他当該業務に係る協会の体制の補完)が求められている。</p> <p>上記Cで記載している「プロジェクト実施計画書」については、①～⑧の各プロジェクトで個別に定められる「プロジェクト実施計画書」(例:第4世代システム刷新プロジェクト)の上位文書であるという理解で差し支えないでしょうか。または、本業務の受託者が、①～⑧のすべてのプロジェクトのプロジェクト実施計画書を作成し、別途参画する工程管理事業者に引き継ぐとともに、①～⑧を1つのプロジェクトとして捉えたプロジェクト実施計画書を定めるということでしょうか。</p> <p>「全体の取り纏め役としてのプロジェクト実施計画書」が指す「プロジェクト」とは何を指しているのか(XXXプロジェクト実施計画書、のXXXに何が入ることを想定されているのか)を明示頂けますと幸いです。</p>	<p>役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。</p>	<p>Cで記載している「プロジェクト実施計画書」については、①～⑧の各プロジェクトで個別に定められる「プロジェクト実施計画書」(例:第4世代システム刷新プロジェクト)の上位文書であるという理解で差し支えございません。 なお、名称を「R12全体プロジェクト実施計画書」に変更します。</p>

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
12	調達仕様書	14	4	(3)	上記①～⑧については、それぞれ工程管理事業者が付くため全体の取り纏め役としてのプロジェクト実施計画書を作成し、協会に提出すること。	<p>(質問・意見) 「(3)今後のシステム刷新に係るプロジェクト管理支援業務」には、次のように記載されているものと理解しました。</p> <p>A 貴会においては今後①(けんぽアプリVer.1)～⑧(第4世代システム刷新)の8件の計画(プロジェクト)が予定されている B ①～⑧については、それぞれ別途工程管理事業者が参画する C 本業務の受託者には、「各プロジェクトの全体の取り纏め役」として「プロジェクト実施計画書」を作成するとともに、ア(プロジェクトの全体統括管理及び課題管理を含めた進捗管理)～ク(その他当該業務に係る協会の体制の補完)が求められている。</p> <p>上記Cで受託者に求められている役割・作業について、「5.基本的な委託業務の実施方法」に記載されている(2)全体管理支援作業、(3)各委託業務の管理作業、(5)設計・検証支援、(6)各種テスト及び各種移行の支援業務、の各事項については、Bのとおり①～⑧でそれぞれ参画する工程管理事業者がそれぞれの計画・プロジェクトにおける実施主体であり、本業務の受託者においては、①～⑧を横断するような課題・調整事項が発生した場合に対応する(個別のプロジェクトの内容までには入らない(難易度・対応規模の点、役割の重複の点で適切ではないため))ということと相違ないでしょうか。</p> <p>本業務の受託者と、個別の計画・プロジェクトの工程管理事業者の役割分担表などを本公告時に追加頂けますと幸いです。</p>	<p>役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。</p>	<p>ご認識の通りです。 本業務の受託者においては、各プロジェクトの全体の取り纏めとして協会の支援をしていただく想定としています。 なお、横断するような課題・調整事項については①～③は想定しておりません。</p>

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
13	調達仕様書	14	4	(3)	ク その他当該業務に係る協会の体制の補完(業務関係に係る加入者目線に立った提案や整理等を含む)	<p>(意見) 貴会体制の補完を、貴会のニーズに即した形で提供・提案するにあたり、少なくとも以下について本公告時に明示頂ければと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行システムの運用・保守(に関する各事業者の管理)のご担当者様の人数 ・現行システムの統合管理業務のご担当者様の人数 (本調達の「(1)協会システムの運用・保守・開発に係る統合管理業務」を実施するにあたって受託者のカウンターとなって頂くご担当者様の人数) ・令和12年1月に向けた各種計画・プロジェクト(①～⑧)を横断的に管理・運営するご担当者様の人数(専任) (①～⑧の計画・プロジェクトとの兼務されている方を含まない、専任ご担当者様の人数:本調達の「今後のシステム刷新に係るプロジェクト管理支援業務」を実施するにあたって受託者のカウンターとなって頂くご担当者様の人数) 	<p>必要な人員数・スキルセットの明確化、所要工数の正確な算出のため。</p>	<p>現時点での人数となり今後、増減が見込まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行システムの運用・保守の担当者的人数 → 12人 ・現行システムの統合管理業務の担当者的人数 → 2人 ・令和12年1月に向けた各種計画・プロジェクト → 3人

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
14	調達仕様書	19	4	(4)	調達支援業務（※ 4. (3)の①から⑧を除く）	<p>（質問・意見） 本業務における調達支援において対象外となっている範囲について、以下の点の理解で適切かご教示頂けますでしょうか。 また、今後の役務範囲の明確化・参入機会の正確な理解の点から、本公告時には調達計画等を記載頂けますと、受発注者間の認識齟齬等がなくなるものと思料します。</p> <p>A 除外されている①～⑧の各計画・プロジェクトに関連の調達については支援範囲外であるため、これらの各プロジェクトにおいて調達されるアプリケーションや基盤等の設計・開発、運用・保守、要件定義支援、その他貴会の支援等については、本業務の受託者も調達に参加できる（受託者に関する制限がかからない）。 B ①～⑧の検討内容・方針・要件との関連が少なく、かつ、全体に関連する検討事項として推進することのメリットがあり得るようなもの（例：データセンターの設備賃貸借等）は、本業務の調達支援に含まれ得る（相互に受託者に関する制限がかかる）。 C 現行システムの運用・保守・改修等に関する、次期システム稼働開始までの期間における各種調達は、本業務の調達支援に含まれ得る（相互に受託者に関する制限がかかる、仮に随意契約や調達支援対象外であっても、現行システムの運営管理に関する受発注者間の統制・牽制の点から双方に参画することは望ましくない）。</p>	役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。	<p>A:参加可能 B:調達支援についてはご認識の通りです。要件定義支援などを行ったものは応札に制限が掛かる可能性があります。 C:仕様書の一部を見直し、現行システムの調達支援は本役務の対象外です。</p>
15	調達仕様書	20	5	(5)	設計検証支援 ③業務・システムの機能、データ、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等に係る論理的・物理的構造について、過不足なく設計書に記載されているか。	本業務の委託事業者が左記の観点で開発事業者が作成した基本設計書をレビューするという役務であると理解していますが、認識齟齬ないでしょうか。		各プロジェクトの工程管理の役務となるため仕様書から削除しました。

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
16	調達仕様書	22	5	(8)	協会から、 システム部職員のスキル向上支援の指示 があった場合、システム部職員に必要と思われるスキルの提案とスキルレベルの向上・維持のための提案を行うと共にスキルアップ計画の策定及び支援を行うこと。提案方法については、任意とする。	対象スキルについて、現時点でどのようなスキルを想定されているか、ご教示いただけますでしょうか。 (例:ITスキル、システム開発を進めるにあたってのプロジェクト管理スキル等)		例であげていただいたものを含め、「基盤設計研修」「要件定義力研修」「初心者向けのシステム研修」などです。 また、外部研修などの紹介も想定しています。
17	調達仕様書	24	8	(1)	業務実施計画書: 上記「5」の業務を実施するための全体計画等 を取りまとめた資料 プロジェクト実施計画書: 上記「5(1)」の業務を実施するための計画等 を取りまとめた資料	業務実施計画書とプロジェクト実施計画書のすみ分けについて確認させてください。 業務実施計画書は統合管理業務を含めた本委託業務の全てを事業者として立案する計画、一方、プロジェクト実施計画書は各プロジェクトを協会全体として取り纏めながら進めるためのプログラムマネジメントを主として記載するものと認識しておりますが、認識齟齬ないでしょうか。 なお、認識齟齬ない場合、僭越ながら業務実施計画書は調達仕様書「5章」ではなく「4章」を実施するための全体計画書という記載が適切かと思えます。		ご認識の通りであり、修正いたしません。 プロジェクト実施計画書「上記4(3)」

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
18	委託要領	20	7	-	協会が実施する今後のシステム改修における協会システムの構築(アプリ開発や基盤構築等)及び、現行システムを含めた運用・保守(当該統合管理支援等業務及びそれに類する業務を除く)、契約締結後に調達仕様の作成や当該調達の業務内容に関わった協会システムに関する調達を請け負うことができない。	<p>(質問・意見) 本業務の受託者については、以下の調達参加の制限が課されるものと理解しました。</p> <p>A 今後のシステム改修における協会システムの構築(アプリ開発や基盤構築等)に関する調達 B 現行システムを含めた運用・保守(当該統合管理支援等業務及びそれに類する業務を除く)に関する調達 C 締結後に調達仕様の作成や当該調達の業務内容に関わった協会システムに関する調達</p> <p>調達仕様書の記載において今後令和12年に向けた複数の計画・プロジェクト(①~③)が実施されることが記載されており、これについては調達支援業務の対象外と明記されていることから、Aについては、令和12年頃までに発生する可能性のある、現行システム(令和5年1月に稼働したシステム)に関する追加開発や法制度改正対応等の一般競争入札、随意契約、変更契約等との相互の受託者に関する制限を指しているということで相違ないでしょうか。</p> <p>今後の役務範囲の明確化・参入機会の正確な理解の点から、本公告時には調達計画等を記載頂けますと幸いです。</p>	役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。	ご意見踏まえ委託要領を見直しました。

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
19	委託要領	20	7	-	協会が実施する今後のシステム改修における協会システムの構築(アプリ開発や基盤構築等)及び、現行システムを含めた運用・保守(当該統合管理支援等業務及びそれに類する業務を除く)、契約締結後に調達仕様の作成や当該調達の業務内容に関わった協会システムに関する調達を請け負うことができない。	<p>(質問・意見) 本業務の受託者については、以下の調達参加の制限が課されるものと理解しました。</p> <p>A 今後のシステム改修における協会システムの構築(アプリ開発や基盤構築等)に関する調達 B 現行システムを含めた運用・保守(当該統合管理支援等業務及びそれに類する業務を除く)に関する調達 C 締結後に調達仕様の作成や当該調達の業務内容に関わった協会システムに関する調達</p> <p>Bについて、令和12年頃までに発生する可能性のある、現行システム(令和5年1月に稼働したシステム)に関するアプリケーション・基盤等の運用・保守(調達仕様書3(2)の表「協会及び関係事業者一覧」の項番3、5～26、34の者が実施している業務)に係る一般競争入札、随意契約、変更契約等との相互の受託者に関する制限を指しているということと相違ないでしょうか。</p> <p>今後の役務範囲の明確化・参入機会の正確な理解の点から、本公告時には調達計画等を記載頂けますと幸いです。</p>	役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。	No14の意見に基づく仕様書修正に伴い委託要領を見直しました。

「協会システムにおける統合管理支援等業務」調達仕様書等に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
20	委託要領	20	7	-	協会が実施する今後のシステム改修における協会システムの構築(アプリ開発や基盤構築等)及び、現行システムを含めた運用・保守(当該統合管理支援等業務及びそれに類する業務を除く)、契約締結後に調達仕様の作成や当該調達の業務内容に関わった協会システムに関する調達を請け負うことができない。	<p>(質問) 本業務の受託者については、以下の調達参加の制限が課されるものと理解しました。</p> <p>A 今後のシステム改修における協会システムの構築(アプリ開発や基盤構築等)に関する調達 B 現行システムを含めた運用・保守(当該統合管理支援等業務及びそれに類する業務を除く)に関する調達 C 締結後に調達仕様の作成や当該調達の業務内容に関わった協会システムに関する調達</p> <p>Cについて、本公告時に明示的に調達仕様書に記載された調達以外については、当該対象について調達支援を行うかを貴会と協議させて頂けるものであり、その結果両者が受託者の調達支援の対象と合意したものについて、受託者に関する制限がかかるということで相違ないでしょうか。</p>	<p>役務範囲及び難易度の明確化、所要工数の正確な算出のため。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>